

実施方針の策定の見通しについて

令和元年 11 月 27 日

いわき市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、その後の改正を含む。）第 15 条第 1 項の規定により、下水汚泥等利活用事業に係る実施方針の策定の見通しを次のとおり公表します。

- 1 特定事業の名称 いわき市下水汚泥等利活用事業
- 2 特定事業の期間 整備 3 年、運営 20 年（予定）
- 3 特定事業の概要 下水汚泥等利活用のための浄化槽汚泥等受入施設の建設
下水汚泥等利活用施設の建設、運営及び維持管理
- 4 対象施設等の立地 中部浄化センター（いわき市小名浜大原字芳際 1 番地）
南部浄化センター（いわき市錦町浜田 27 番地）
- 5 実施方針を策定する時期 令和 2 年 1 月

【事務担当】

生活排水対策室 下水道事業課 施設係

電話 22-7520